

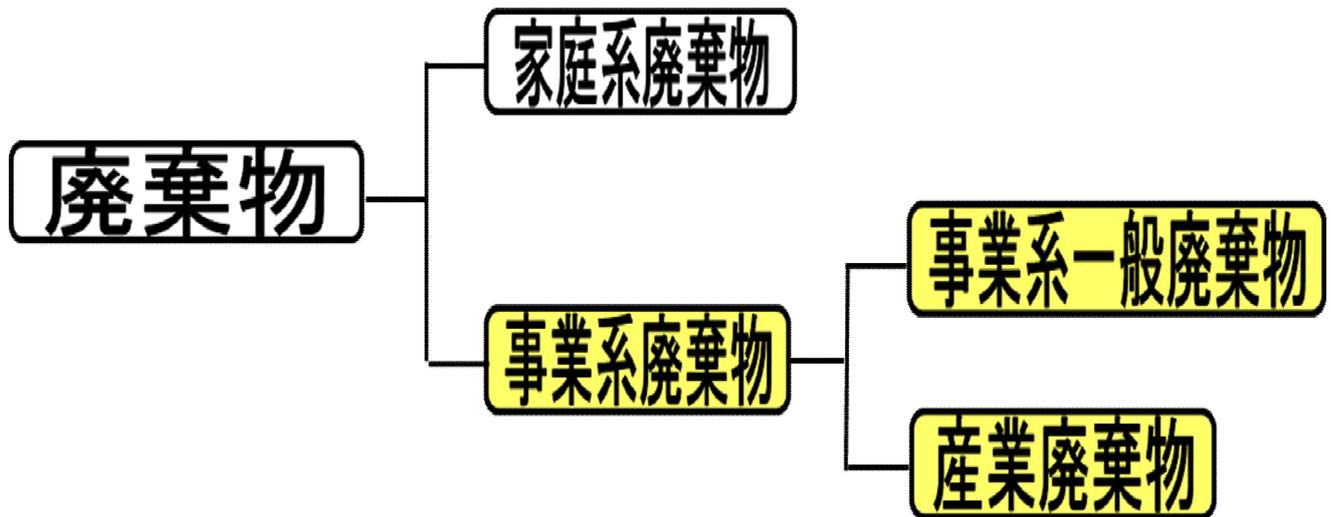
事業者の皆さまへ

事業系廃棄物の分け方・出し方

☆事業者とは

飲食店、商店、事務所、工場、銀行、神社・寺院、学習塾、病院・薬局、社会福祉施設、理美容店、農家、官公署（市役所等）など、事業活動を行う全ての事業者をいいます。

事業規模の大・小、法人あるいは個人事業主、営利あるいは非営利目的を問わず、事業活動により生じた廃棄物を『事業系廃棄物』といい、次の図にあるように『事業系一般廃棄物』と『産業廃棄物』に分けられます。



☆事業者の責務（次のことが法律で義務付けられています。）

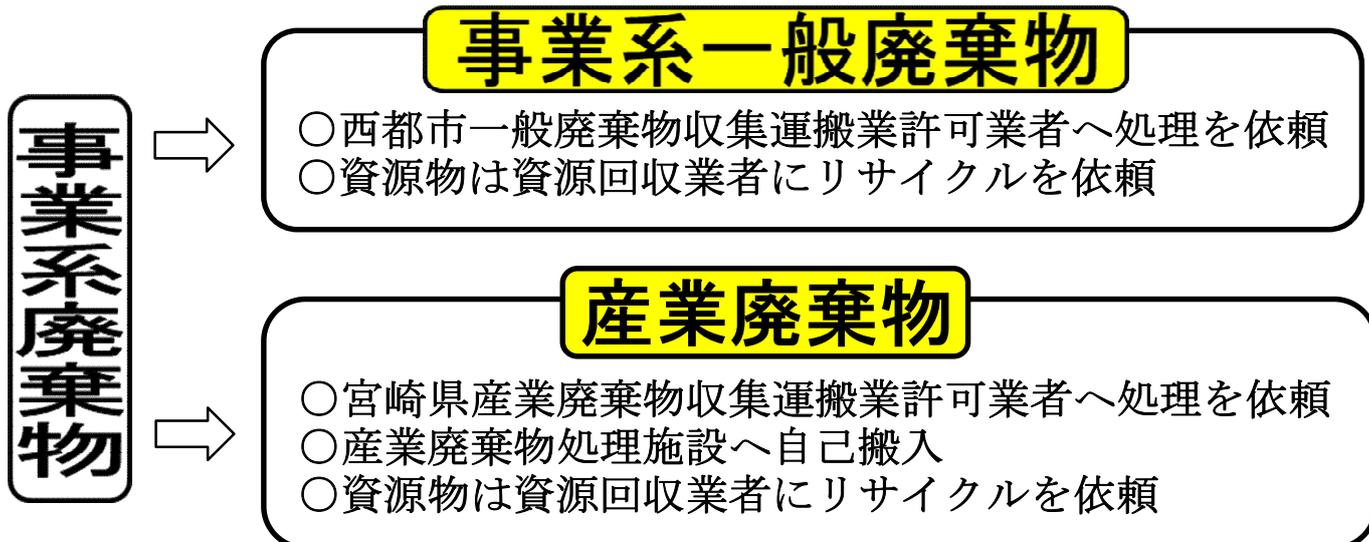
- 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければなりません。
- 事業者は、事業系廃棄物の減量に努めなければなりません。

注意

事業系廃棄物を家庭ごみの集積所に出すと
不法投棄(法令違反)になります。

- ◆個人に対しては、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、またはその両方の罰則が科せられます。
- ◆法人に対しては、3億円以下の罰金が科せられます。

☆事業系廃棄物の処理方法



☆事業系一般廃棄物の収集運搬業許可業者

事業系一般廃棄物の処理は、西都市の許可を受けている下記業者に依頼してください。

(※無許可業者への依頼は違法となります。罰則がありますのでご注意ください。)

なお、料金等については、許可業者に直接ご確認をお願いします。

業者名	住所	電話番号	備考
フジクリーン(有)	西都市大字上三財5861-2	44-5975	
(株)山崎紙源センター	西都市大字岡富1347番2	43-2856	
(有)茶臼原造園	西都市大字茶臼原1553-4	42-2688	
(株)藤井建設	西都市大字右松1979	42-2619	木・竹・草類に限る
(株)真栄	西都市大字三宅2445-12	42-6608	
(有)クリーンクリエイト	大字三宅3020-4	43-5032	
(有)藤井重機	大字右松1979	42-2619	木・竹・草類に限る

【注意・お願い】

- 資源化できるものは、分別して積極的に「リサイクル」をお願いします。
- プラスチック製容器包装類（ビニール類含む）、ペットボトル、缶・びん類は、産業廃棄物となります。
- 業者によっては引き取り可能なごみの種類が限られる場合がありますので、委託する一般廃棄物収集運搬業許可業者や引き取りを依頼する資源回収業者に確認してください。

☆事業系一般廃棄物の分別について

		西都児湯クリーンセンターへ搬入できるもの	
事業系一般廃棄物	燃やせるごみ	生ごみ 	食品の食べ残し、売れ残り、調理残さ など ※食品製造業の生ごみは除く
		資源化できない紙類 	汚れのついた紙、リサイクルできない紙 ・ビニールコート紙（壁紙を除く）、油紙、写真ワックス加工紙、金紙・銀紙、カーボン紙、ノンカーボン紙、使用後の紙おむつ、紙コップ等の防水加工紙（建材用の紙は除く）、油などでひどく汚れた紙、臭気の強い紙（洗剤箱など）など
		木くず 	割り箸、竹串、木製品、木製パレット、せん定枝（直径12cm以下、長さ80cm以下に切断したもの）など ※建設業、木材製造業、木製品製造業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物です。
		繊維くず 	布・布団（化学繊維でないもの）・名前、会社名入りの作業着・制服（化学繊維でないもの）など ※建設業、繊維工業などの業種から発生する繊維くずは産業廃棄物です。
	資源物	紙類 	新聞（新聞・チラシ）、段ボール、雑誌・本、ノート、カタログ、パンフレット、コピー用紙、はがき など ※近年シュレッダー処理した古紙や機密書類でも資源化が進んでいます。業者と相談して可能な限り資源化してください。

☆産業廃棄物とは 事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、法令で定められた20種類をいいます。産業廃棄物は、少量であっても西都児湯クリーンセンターへ持ち込むことはできません。

産業廃棄物	資源物	缶・びん類、ペットボトル	アルミ缶、スチール缶、びん類、ペットボトル
	廃棄物	廃プラスチック類	プラスチック製容器、発泡スチロール、PPバンド、タック類やトレー、収納ケース、ビニール袋、合成ゴム、合成繊維くず など
		金属くず	スチール製品（机・椅子・ロッカー等）、ハサミや刃物類、飲食用の缶 など
		ガラス・陶器・コンクリートくず	ガラスのコップ、陶器の茶碗、蛍光灯、コンクリートくず など
		燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん	

産業 廃棄物	廃棄	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、バルブ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
		木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業）、バルブ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類、貨物の流通のために使用したパレット等
		繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	物	動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
		動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
		動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
		動物の死体	畜産農業から排出される牛、豚、めん羊、にわとり等の死体
以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの			

ごみの適正な分別と減量化にご協力を！

市では、ごみの減量化・資源化のため、事業所ごみの分別強化・徹底を行っています。分別されていない事業所ごみは、西都児湯クリーンセンターに持ち込むことはできません。

ごみの減量を進めるには、発生量をできるだけ少なくすることが最も効果的です。毎日の事業活動の中でごみを発生させないよう心がけましょう。

また、事業所ごみの中でも特に排出割合の高い「生ごみ」と「古紙」の発生抑制・リサイクル促進に積極的に取り組みましょう。

☆産業廃棄物の処理について

産業廃棄物の処理は、事業者自らが産業廃棄物処分業許可業者の施設に搬入するか、宮崎県の許可を受けた宮崎県産業廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託し、適正に処理してください。

産業廃棄物の処理については、一般社団法人 宮崎県産業資源循環協会にお問い合わせください。

（一社）宮崎県産業資源循環協会 電話（0985）26-6881
宮崎県産業廃棄物処理業者情報サービスシステム

ホームページアドレス <http://sanpai.pref.miyazaki.lg.jp>

【事業系一般廃棄物に関するお問い合わせ先】

西都市生活環境課 環境保全係電話 0983-43-3485